

第11回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月28日（水）午後4時00分から午後5時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第2号 出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更
について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

報告第3号 農用地利用配分計画（移転）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第11回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・新潟県農業会議 第130回通常総会、市町村農業委員会会長会議
新潟県農業委員会農政推進同志会総会
期日：6月24日（木）
会場：新潟市「新潟東映ホテル」
出席者：内藤会長
- ・令和3年度農業委員会中越協議会総会
期日：6月28日（月）
会場：長岡市「ながおか市民センター」
出席者：内藤会長、矢島事務局長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 番号1、番号2とも、合意解約による借り手の変更によるものであり、この後の議案第2号農用地利用集積計画にて説明します。なお、番号1については、利用権の設定期間が令和2年3月31日に満了していますが、民法619条の規定により、貸し人が解約等の異議を述べなかったことで、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとして推定されてしまうことがあることか

ら、今回、権利設定を合意解約により解除するのものです。
説明は以上となります。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 　　以上で報告第1号を終わります。

議 長 　　続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。
議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規設定5件の申出がありました。なお、申請は全て中間管理事業となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 　　以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている担い手と考えられます。
説明は以上となります。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議 長 　　全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 　　続きまして、議案第2号 出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第2号について説明します。別紙議事資料（その2）をご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

- 事務局 出雲崎町長より農業委員会に対して変更にあたっての同意を求められています。
- この基本構想については、県が策定している農業経営基盤強化促進基本方針で定める機関につき定めることとされており、このたび、県の基本方針が変更されたことに伴い町の基本構想を変更するものです。
- それでは、具体的な変更点ということで、2ページ以降にあります新旧対照表を用いまして説明いたします。
- 主な変更点としては、県の基本方針の変更に伴う、本文中の文言修正及び指標値の変更となっておりますが、9ページからの指標値については、現状を鑑み、町産業観光課及び長岡地域振興局普及課で協議を行い変更しております。
- また、令和2年4月施行された農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律により、市町村段階で実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合一体化されることになったことから、農地利用集積円滑化事業が廃止され、該当する記載箇所が削除されています。
- 説明は以上となります。
- 議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。
- 山田推進委員 現状に応じて指標値を変更しているとのことだが、10ページのモデル4のように作物を果樹から梅に限定することは、生産者の選択肢を狭めることになり兼ねないを考える。実際、果樹を作付けしている農業者もいるのだから梅と限定せず従来通り果樹とすべきではないか。
- 遠藤推進委員 現状作付け農家がないかもしれないが、今後、新たに取り組む農業者が現れるかもしれないことを考えると、モデル自体は削除しない方がよいと考える。
- 1番 各委員からの意見を踏まえ、条件付き同意する格好で町へ回答してはどうか。
- 事務局 町産業観光課の担当者からは、現状に応じて変更したと聞いていますが、ご意見のとおり、今後、新たな作物への転換等を検討している農業者にしてみれば選択肢を狭めてしまう可能性がありますので、町への回答は選択肢を狭めることのないよう条件として追加し回答させていただきます。
- 議長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号について、条件付きで同意することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は条件付で同意いたします。

議 長 続きまして、報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号について説明します。議案書7ページをご覧ください。
先ほど許可を得ました議案第1号の集積計画のうち、中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 農用地利用配分計画は新潟県が公告(告示)し、決定しますが、中間管理機構の要請により市町村(出雲崎町農業再生協議会)が農用利用配分計画案を作成するときは、農業委員会の意見を聴くことになっており、委員のみなさんに把握していただくため、この場で報告させていただきました。
説明は以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第2号を終わります。

議 長 報告第3号 農用地利用配分計画(移転)について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第3号について説明します。議案書12ページをご覧ください。
中間管理機構である新潟県農林公社が利用権の設定をしている農地につきまして、転貸先の変更がありますのでご報告いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 番号1、番号2の土地所有者が新潟県農林公社に貸し出している農地についての受け手の変更となります。こちらの農地については平成29年3月22日の総会にて農地利用集積計画の承認がされているもので、利用権設定期間は平成29年5月31日から令和9年5月30日まで(10年間)となっており、これを令和3年9月1日より(約6年間)引き継ぐこととなります。
説明は以上となります。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　　以上で報告第3号を終わります。

議長 　　以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 　　それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年7月28日

議長 ①

議事録署名委員
3 番 ①

議事録署名委員
5 番 ①